

2014・11 No.313



あつぎ


法人ニュース

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



郷土芸能まつり
(写真提供/厚木市)

消費税期限内納付

 法人会 一声運動

法人会全国大会(栃木大会)を開催

法人会の平成27年度税制改正に関する提言披露

去る10月16日、栃木県・栃木総合文化センターにおいて、上部団体の(公財)全国法人会総連合主催の第31回法人会全国大会が盛大に開催され、全国から約1900名の法人会会員が参集した。大会に先立ち、第一部では、TBSテレビ報道局解説・専門記者室長の松尾秀哉氏による「日本の行方」政治と経済の現状分析と展望」をテーマに記念講演が行われ好評を博した。第二部の式典では、平成27年度の税制改正に関する提言の披露や大会宣言、また租税教育活動の事例発表が行われた。

今後、全国法人会総連合をはじめ、各県連並びに各法人会では、この提言事項の実現に向けて、政府・政党など関係機関に対し、要望活動を実施する。

平成27年度税制改正に関する提言(要約)

― 抜粋 ―

《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方
 1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低



▲法人会全国大会(栃木大会)

り方を見直すべきである。
 (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
 (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。
 (1)消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。

3. 財政健全化に向けて
 (1)財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
 (2)消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
 (3)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。
 ○「まず随より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならぬ。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
 (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。
 (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付のあ

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
 (3)税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

(1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
 (2)国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
 (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減
 (4)民間にできることは民間に任せると、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

○個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造化変化などにどう対応するかという視点を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35・64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

(1) 法人実効税率20%台の実現
(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げるよう求める。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続

税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化を図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す

③ 対象会社規模を拡大する
④ 親族外への事業承継に対する措置の充実
⑤ 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

III. 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

(1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要

がある。

(2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。

(3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べてラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

IV. 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

※「税制改正に関する提言書」については、全法連または当会ホームページをご覧ください。

金融庁の企業支援体制の転換と 待ったなしの企業再生手法

(株)未来事業
エグゼクティブマネージャー
松本 長久

1年で 儲かる会社にして成長戦略を

■金融庁は中小企業の支援 方針を大きく転換した

金融庁は、条件変更(リ
スケジュール)を行なって
いる中小企業に対して、事
業の持続可能性が見込ま
れない企業については、転廃業
を促す方針に転換しました。

金融庁は、各金融機関に
対して、いままで返済猶予
を行なってきた中小企業に
ついて、無条件でそれを継
続するのではなく、以下の
分類にもとづき、判別をす
るようにとの指示を出して
います。

1. 経営改善が必要な企業
↳ 企業の自助努力により
経営改善が見込まれる企
業
2. 事業再生や業種転換が

必要な企業

↳ 抜本的な事業再生や業
種転換により経営改善が
見込まれる企業

3. 事業の持続可能性が見
込まれない企業

↳ 事業の存続が長引くこ
とで、かえって経営者の
生活再建や取引先の事業
に悪影響が見込まれる企業
この3に、該当する企業
について、「無条件で条件
変更に応じるのではなく、
事業の持続可能性を判断し
て、それが見込まれない場
合は、転廃業を促す」とい
うものです。

条件変更は、いわば諸刃
の剣であり、その間に本業
の期間損益を立て直して借
入金の返済原資となるキャ
ッシュフローを確保出来る

様な損益構造にしなければ
なりません。

しかしながら、条件変更
を行なっている企業の大半
が、経営再生が出来ていな
いということが実情です。

日銀の発表によれば条件
変更を行なっている貸出債
権は70兆円以上といわれ、
そのうちの45兆円程度が不
良債権予備軍と言われてい
ます(事業の持続可能性が
見込まれない企業)。

今回の金融庁の方針転換
は、かなり強硬であると思
えられます。

したがって、条件変更を
行なっている中小企業の経
営者は、よほどの覚悟を持
って企業再生に臨まなけれ
ばなりません。
しかしながら、いざ企業

【中小企業支援体制の時系列的なまとめ】

平成20年 9月15日	リーマン・ショック
平成20年10月31日	セイフティーネット(保証協会による5号認定)
平成21年12月 4日	中小企業金融円滑化法が施行
平成24年 4月20日	中小企業の経営支援のための政策パッケージを発表
平成24年 5月17日	コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割(金融監督に関する指針)
平成24年11月 1日	金融担当大臣談話
平成25年 3月31日	中小企業金融円滑化法が終了
平成26年 3月19日	金融庁が支援姿勢の転換を発表

再生をするとなると、どこ
から手をつければ良いのか、
なかなか分からないのが現
実です。

そこで、次に企業再生の
具体的な方法について、私
ども未来事業の例を説明い
たします。

■経営改革推進の基本フ ローム(流れ)

1. デューデリ(精査)の
実施と経営課題に対する
方向付け
- ① 財務諸表の分析と財
務デューデリの実施
↳ 実態純資産を算出
するにあたり減損す
べき資産を洗い出す
- ② 事業デューデリの実
施

- ③ 事業の持続可能性
の観点から各事業分
野を検証する
- ③ 経営幹部並びに従業
員のヒアリングを通し
て社風とその問題点を
明確にする
2. 経営改革の方向付けの
検討と経営改革計画書の
作成
- ① デューデリ報告書に
よる財務面並びに事業
面の課題について検証
して、再生のための施
策を検討する
- ② 再生のための課題と
その施策を明確にして、
誰が責任を持って遂行す
るのか、スケジュール化
と合わせて計画として落
とし込む
- ③ バンクミーティング
を実施して、各取引金
融機関に理解と今後の
支援を依頼する
3. 月次経営改革会議を実
施する

経営改革計画書における
課題とその改善のための施
策が実績を上げているか検
証して、さらに発生した問
題について対策を講じる。

■再生のための具体的なコンサルティング業務

《フェイズ1》
緊急対策として資金の垂れ流しを止める

- ① 取引先との折衝並びに金融機関との折衝
- ② 財務デューデリ並びに事業デューデリの実施
- ③ 経営改革計画書の作成とその実施

《フェイズ2》
企業の資本金質の強化を行なう

- ① 金融機関への融資要請アドバイス
- ② 条件変更実施中のなかでいかに円滑に資金を回すか
- ③ 様々な資金調達手段の検討

④ フアンドの利用、ABLなど

《フェイズ3》
期間損益並びにキャッシュフローの増強

- ① 収益構造を黒字体質に転換する課題の克服と施策の実施
- ② トップラインを上げ

る

③ 業態の変更を検討して新事業戦略を立案する

④ 社風の改革

↳ 幹部社員教育等を通してチャレンジ社風を確立する

《フェイズ4》

必要に応じて組織の再編を行なう(経営形態の変革)

- ① 会社分割(第二会社方式)の導入
- ② 事業譲渡またはM&A
- ③ 企業買収であるMBOまたはLBO
- ④ 合併
- ⑤ 事業承継

■事業承継の重要性とその対策

近年では、中小企業の経営者の高齢化が進む一方で、後継者の確保が非常に困難になっております。

一説には、一年間で約2万社の企業が事業承継が出来ずに、廃業しているとのことです。

その仕事が地域経済にと

って有意義であり、後継者としても仕事を続けたいと考えても、会社の資産内容を見ると多大なる債務超過と借入過多のためとても事業を承継する自信が無い、あるいは事業を承継すると、自分の個人生活の問題になるといったことに起因します。

事業承継をいかに円滑に実施するかが、今後中小企業の経営者にとって重要な課題であり、ついては、おまかな事業承継の手順について説明いたします。

《事業承継計画書の立案》

1. 会社の状況を性格に把握する
- ① 会社の実態資産の把握
- ② 事業の持続可能性について(本業における収益構造とキャッシュフロー)
- ③ 社員構成並びに社風等の検証
- ④ 株主構成(代表者、親族並びに第三者株主

2. 経営者の状況について
- ① 株主構成(代表者、親族並びに第三者株主

の有無について)

- ② 経営者個人の資産と担保差入れ状況
- ③ 後継者候補の状況について

- ① 親族内に後継者の候補がいるか
- ② 会社内に後継者候補がいるか
- ③ 後継者候補について資質、人望などは適切か
- ④ 後継者の会社経営に対する意欲はどうか(事業承継に対して強い意欲があるか)

- 4. 相続時に予想される状況について
- ① 法定相続人及び相互の関係、株式保有状況の確認
- ② 相続財産の特定、相続税額のシミュレーション、納税の検討
- ③ 従業員や取引先が事業承継に対してどの様にリアクションをするか

承継を困難にしている原因の一つに、「厳しすぎる経営者保証制度の問題」があります。

金融庁は、それを見直すため、平成26年2月に経営者保証に対するガイドライン(金融機関の行動指針)を発表しました。

それによれば、中小企業が借入を返せなくなっても、経営者やその家族の生活に最低必要な資産(自宅や車など)は取上げない、というものです。

また、法務大臣の諮問機関である法制審議会民法部会では、平成26年度の民法改正に向けて準備を進めております。

以上、中小企業において企業再生とそれを取り巻く様々な問題について説明いたしました。

私どもも未来事業では、中小企業の経営者を親身になってバックアップしております。

御質問、ご相談等ございましたら、何なりと連絡を頂ければ対応致します。

■経営者保証制度の見直し

わが国の中小企業の事業

税務署からのお知らせ

『平成26年分年末調整等説明会』の開催のお知らせ

《日程及び会場》

対象地域	開催日	開催時間	会場
愛川町	11月10日(月)	13時30分 ～ 16時00分	愛川町文化会館(3階会議室) 愛川町角田250-1
厚木市 清川村	11月12日(水)		厚木市文化会館(大ホール) 厚木市恩名1-9-20

《問い合わせ先》

源泉所得税関係について	厚木税務署 法人課税第1部門(源泉所得税担当)	TEL 046-221-3261 (内線313)
法定調書関係について	厚木税務署 管理運営部門	TEL 046-221-3261 (内線121)
給与支払報告書及び 住民税特別徴収について	厚木市役所 市民税課 特別徴収係	TEL 046-225-2011 (直通)
	愛川町役場 税務課 町民税班	TEL 046-285-6915 (直通)
	清川村役場 税務住民課 課税係	TEL 046-288-3849 (直通)

《お願い》

- 1 受付は13時に開始します。
- 2 ご出席の際には、税務署からお送りした『平成26年分年末調整のしかた』及び『平成26年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』を必ずご持参ください。
- 3 諸用紙については、税務署からお送りした「平成26年分年末調整等説明会の開催のお知らせ」の「出席票兼関係用紙請求書」に所要枚数をあらかじめご記入になり、会場受付にご提出の上、お受け取りください。



※ 各会場とも駐車台数に制限があり、駐車できなくなる場合がありますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

税務署での面接相談は

事前予約をお願いします

税務署での面接相談は、原則事前予約をお願いします。

○事前予約を申し込む際は、面接相談を希望される税務署に電話の上、自動音声にしたがって「2」番(税務署)を選択してください。

○予約の際には、お名前、ご住所、ご相談の内容等をお伺いいたします。

○税金の納付相談などでお越しの際には、事前予約の必要はありません。

※厚木税務署での予約を希望される方は、

法定調書の作成・提出は「e-Tax」で!

「法定調書」の作成・提出は、e-TaxソフトWEB版をご利用ください!

- e-TaxソフトのPCへのインストールをせず、WEBブラウザ上で申請や帳票表示が可能。
- 画面上で簡単な入力により法定調書が作成できる。
- 給与計算ソフト等で作成した表計算形式のデータから一括取り込みもできる。
- MacOSについても一部対応。

《電子で提出すると、企業・税理士側に次のようなメリットがあります。》

- ① 支払調書等の印刷、押印の事務負担が軽減。
- ② 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減。
- ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減。
- ④ 送付料金や送付事務が削減。

■ 併せて給与支払報告書をeLTAXで提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能!

※ 平成25年11月25日から、すべての市区町村に対して、eLTAXで給与支払報告書の提出ができるようになりました。

電話046・221・3261(お願いします)。
平成26年分確定申告のお知らせ
○申告書作成会場は、平成27年2月10日(火)から厚木税務署内に開設します。
※厚木税務署は平成26年5月に本庁舎(厚木市水引1・10・7)に戻りました。現在、厚木アキストには税務署はありませんのでご注意ください。
お車での来署はご遠慮ください。

国税の申告納税はe-Taxで!

◇税務署に向かず、自宅やオフィスから申告・納税でき、交通費や郵送料の**コストダウン**につながります!

国税庁 e-Tax
キャラクターイーター君



税理士の先生にお任せしているので...



という方は、税理士に「代理送信」をお願いしてください!!

◇法人(納税者)が電子証明を取得する必要はありませんので、**手間がかかりません**。先生に「送信」してもらっただけで申告完了。

地方税ならeLTAX



eLTAX(地方税ポータルシステム)との双方利用でより便利に。
厚木税務署での地方税職員による県・市町村申告書等收受は、行っておりません。地方税の申告はeLTAXを是非ご利用ください!!

～ e-TaxとeLTAX ネットでスマート申告・納税 ～

法人 県民税 事業税 及び地方法人特別税の税率改正について

～平成26年10月1日以後に開始する事業年度から～

平成26年度の税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方法人課税の見直しが行われました。

【見直しの内容】

- 法人住民税(法人県民税・市町村民税) 法人税割の税率が引き下げられ、引下げ相当分で地方法人税(国税)が創設され、その税収の全額が地方交付税の原資となりました。
- 地方法人特別税(国税)の税率が引き下げられ、引下げ相当分の法人事業

税の税率が引き上げられました。
○平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。
○見直しにより、法人の皆様の税負担が増えることはありません。

【制度の詳細等】

税率等詳しくは、神奈川県ホームページの「県税便利帳」をご覧ください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/ont/kenzei/>

【問い合わせ】

神奈川県厚木県税事務所
事業税課 事業税第二班
電話(代表) (046) 224・1111
(内線) 3072・3075

【改正のイメージ】

法人県民税(法人税割)

税負担は増えません	
超過分0.8%	超過分0.8%
標準税率 5%	標準税率 3.2%
	1.8%引下げ
	新 地方法人税(国税) 4.4% ※地方交付税原資
	2.6%引下げ
(法人市町村民税) 標準税率 12.3%	(法人市町村民税) 標準税率 9.7%
(改正前)	(改正後)

法人事業税

(例) 資本金1億円以下の法人の所得年 400万円以下の部分

税負担は増えません	
超過分0.243%	超過分0.238%
標準税率 2.7%	標準税率 3.4%
	0.7%引上げ
地方法人特別税(国税)	地方法人特別税(国税)
(改正前)	(改正後)

○地方法人税(国税)…税務署に、法人税と同じ時期に申告・納付します。
それに伴って、法人税申告書別表一等の様式が変更になります。
詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

青年部会の経営セミナー▶

青年部会は7月17日と8月21日、厚木商工会議所において、経営セミナーを開催した。ライトハウス税理士法人の猪熊正美氏を講師に迎え「経営に活かす決算書の見方」、「相続税について一緒に考えてみよう!」をテーマにセミナーを行った。



た。参加者は心地よい汗を流した。



◀県法連の社会貢献活動へ参加(下草刈り) 7月26日、上部団体の神奈川県法人会連合会が実施している社会貢献活動「水資源確保のための植林事業」に、県下18の各法人会等から総勢333名が集まり、本会からは10名が参加した。秦野市寺山地区内の「法人会の森」において、平成10年と平成11年、また平成21年に広葉樹の苗木を植樹した区域の下草刈りを行い参加者は心地よい汗を流した。

▼県法連税制問題研究会

9月9日、箱根湯本の吉池旅館において、県法連主催の税制問題研究会が開催された。県下の各法人会から166名が参加し、本会から9名が出席した。研修として、平成27年度の税制改正要望事項及び上部団体の全法連税制・税務委員会の審議状況について報告があった。また特別講演として、NTTデータ経営研究所所長の斎藤精一郎氏を招き「日本経済の行先を診断する! 経済・景気判断」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



▲あつぎ結まつり花火大会 翌日の河川敷早朝清掃へ参加 8月3日、社会貢献活動の一環として、あつぎ結まつり花火大会翌日の早朝清掃に本会から31名が参加協力した。



▶講師 斎藤精一郎氏



▲青年部会の花植え事業

青年部会は7月12日、社会貢献活動の一環として、花植え事業を実施した。当日は部会員をはじめ、市内の中学生にも呼びかけて、総勢37名で本厚木駅周辺のあつぎ大通りと三宅眼科前の花壇に花を植えた。



◀青年部会レクリエーション大会 青年部会は8月27日、レクリエーション大会として、大井競馬場・東京シティ競馬のトウインクルレースを観戦した。11名が参加し、競馬観戦型レースで楽しんだ。

▼源泉部会定例研修会

源泉部会は9月11日、厚木アーバンホテルにおいて、定例研修会を開催し、28名が参加した。当日は厚木税務署の鈴木署長を招き、「税務署の機構(広域運営)」をテーマに署長講話を行うとともに、厚木税務署担当官に講師を依頼して「源泉徴収の改正のあらまし」について研修した。



師を依頼して「源泉徴収の改正のあらまし」について研修した。



▶講師 遠藤泰子氏



◀県法連女性部連絡協議会 9月17日、新横浜国際ホテルにおいて、県法連主催の女性部連絡協議会が開催された。県下の各法人会女性部会から220名が参加し、本会から6名が出席した。特別講演として、フリーアナウンサーの遠藤泰子氏を招き「女も男も上手にコミュニケーション」をテーマに講演が行われ、大変好評だった。

▼第22回チャリティーゴルフ大会

10月2日、清川カントリークラブにおいて、72名が参加して、チャリティーゴルフ大会を盛大に開催した。参加者等からご協力いただいた寄付金は総額 112,500円となり、社会福祉事業等のために本会活動地域の厚木市・愛川町・清川村へ寄付させていただきます。



▲優勝の荻原博氏(右)
小嶋会長(左)

- 優勝 荻原 博氏 (GROSS 83 NET 69.8)
- 2位 小宮 明德氏 (GROSS 83 NET 71.0)
- 3位 天野 和明氏 (GROSS 82 NET 71.2)



▲青年部会の
ペットボトルロケット大会と租税教室
青年部会は9月27日、厚木市立戸室小学校において、子どもたちを対象にペットボトルロケット大会と租税教室を開催し、地域の児童・保護者など総勢30名が参加した。租税教育用のビデオ上映をはじめ、落合青年部会長による租税教室のあと、家族で楽しくペットボトルロケットを製作し、校庭で打ち上げて飛行距離を競い合った。

▼女性部会・青年部会合同の

租税教室実技講習会(事前練習会)

10月16日、厚木税務署会議室において、女性部会と青年部会合同の租税教室の実技講習会を開催し、9名が参加した。租税教育活動の一環として税務署が実施している小学校の租税教室の運営に協力するため、税務署担当官を講師に招き、租税教室の実演・練習を行い大変好評だった。



▲女性部会旅行会

女性部会は10月7日、21名が参加して山梨方面へ日帰りバス旅行会を開催した。山梨県立美術館の見学をはじめ、常盤ホテルでの入浴や昼食、また買い物などを楽しみ、参加者相互の交流を深めた。

▼法人税申告書の書き方研修会

10月6日から全5回シリーズで、厚木商工会議所において、本会と厚木商工会議所の共催による法人税申告書の書き方研修会を開催した。16名の受講申込があり、厚木税務署担当官に講師を依頼して、申告書の書き方(申告書の仕組みや別表の書き方等)について研修した。



▲三法人会(相模原・大和・厚木)
青年部会の合同イベント
10月17日、レンブラントホテル厚木において、県央地域の三法人会(相模原・大和・厚木)青年部会の合同事業を開催した。今回は厚木法人会の担当で、総勢54名が参加し本会からは19名が出席した。
第1部は、異業種研究会として各会から2名を選出し、それぞれ自社の事業内容や業界等について、質疑を含めた発表会を行った。また、第2部の名刺交換会では、参加者相互の近況報告等を行い交流を深めた。



納税証明書の請求は「e-Tax」を使ったオンライン請求で!

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーが不要です。



オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ② 窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

－ めざします 企業の繁栄と社会への貢献 －

会員増強月間にご協力をお願いします！ 新入会員さんをご紹介ください

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約85万社の会員企業、41都道県に441の会を擁する全国でも有数の団体となっています。

法人会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、公平で健全な税制の実現を目指し、「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。また、会員をはじめ、地域住民の皆さんを支援する各種研修会や講演会、税の啓発や租税教育、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。これらの事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

さらに、女性経営者や経営者夫人のための女性部会、次世代を担う若手経営者のための青年部会などを設けていますので、これらの部会に加入されますと地域の皆さんとの交流の和がより一層広がります。

今年も会員増強月間として、10月から11月の2ヶ月間を設定しています。一社でも多くの加入が、社会への力になります。ぜひ、お近くのお仲間をご紹介いただきますようお願いいたします。

法人会のキャラクター「けんた」



▲イメージキャラクター 杉山愛さん

【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

投稿コーナー・税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15（厚木商工会議所3階）
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail:info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

新入会員紹介

期間 [平成26年7月～平成26年9月]

地区・支部名	会 員 名
中 町	瀬戸山電気管理事務所
厚 木 西	合同会社 川瀬商店
依 知 中	株式会社 西村技建
南 毛 利 北	株式会社 企画室創希
南 毛 利 南	株式会社 アベイル
愛 甲	合同会社 愛甲総合会計

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 會田聡史税理士事務所
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階
電話(046)224-7731
- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030
- 和田明税理士事務所
愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

厚木市・愛川町・清川村からのお知らせ



個人住民税（市町村民税・県民税）の特別徴収について

県内の全市町村と神奈川県は、納税者の利便性向上と安定した税収確保のため、平成28年度までに個人住民税の特別徴収を完全実施します。

特別徴収とは・・・



事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月、従業員（納税義務者）の方に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し、納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の方の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市区町村条例）で、義務付けられています。

POINT①

「普通徴収」は、市区町村から送付される納税通知書（年4回払）で個人納付となります。なお、「特別徴収」については、毎月の給与からの差引（年12回払）で納付することになり、普通徴収と比べて特別徴収は1回当たりの納付額が軽減されます。

POINT②

退職者、乙欄適用者以外は、給与の支払いを受けているアルバイト、パート等の従業員の方も原則、特別徴収の対象となります。完全実施に向けた特別徴収事務の準備をお願いいたします。

問合せ先

厚木市役所 市民税課 特別徴収係
電話 (046) 225-2011

愛川町役場 税務課 町民税班
電話 (046) 285-6915

清川村役場 税務住民課 課税係
電話 (046) 288-3849

償却資産の特例適用について

平成26年度税制改正により、新たに償却資産の特例についての規定が設けられました。平成26年4月1日以降に新たに取得した資産が対象となりますので、一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が軽減されます。

【特例適用対象となる資産】

■申告方法については、各自治体へお問合せください。

根拠規定		特例適用となる資産	関係法令	特例割合
条	項号			
法附則第15条	水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液処理施設に対する特例措置（第2項1号）	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項及び同条第3項	1/3
	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設に対する特例措置（第2項2号）	指定物質排出抑制施設	大気汚染防止法附則第9項	1/2
	土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設に対する特例措置（第2項3号）	特定有害物質排出抑制施設	土壤汚染対策法第2条第1項	1/2
	ノンフロン製品に対する特例措置（第38項）	ノンフロン製品（自然冷媒を利用したもの）	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第3項第2号	3/4

※対象・期間等については法令改正により変更になることもあります。

【主な対象資産例】

法附則第15条第2項1号～3号



法附則第15条第38項

C02ショーケース



■問合せ先
厚木市役所 資産税課 家屋・償却資産係
電話(046)225-2032

■問合せ先
愛川町役場 税務課 資産税班
電話(046)285-6916

■問合せ先
清川村役場 税務住民課
電話(046)288-3849